

マイナンバーカードを使用して窓口での申請書記載を一部省略できるようになります

住民生活課窓口サービス係からのお知らせです。

令和5年12月から役場住民生活課窓口にマイナンバーカード等を利用し、住民票の写し・印鑑証明書の交付申請書や、国民健康保険に関する申請書の記載を一部省略できる「申請書作成支援端末」の設置を予定していますので是非、ご活用ください。

省略できる記載内容は、「住所・氏名・生年月日」の中で、申請書に必要な事項です。

対象となる申請書や使用方法については、次のとおりとなりますが、ご不明な点等ございましたら申請の際に、担当係職員までお気軽にお尋ねください。

○ 使用方法

- ① タブレット液晶画面から必要な申請書を選択します。
- ② マイナンバーカード（※）を所定の位置にセットし、画面の指定枠内に顔が映るように合わせます。
- ③ 「住所・氏名・生年月日」の中で必要な事項が記載された申請書が印刷されますので、必要部数やその他申請に必要な事項を記載いただきます。



↑ 申請書作成支援端末「caora」のイメージ

※ お持ちの運転免許証や在留カード等も一部条件必要ですが、使用できる場合があります。

○ 使用できる申請書（全10様式）

No.	申請書名称	担当係
1	住民異動届	窓口サービス係
2	住民票の写し・印鑑登録証明書交付申請書	窓口サービス係
3	戸籍証明書等交付申請書	窓口サービス係
4	印鑑登録申請書	窓口サービス係
5	電子証明書新規発行・更新申請書	窓口サービス係
6	税証明（閲覧）交付申請書	税務係
7	国民健康保険異動届	保健年金係
8	国民健康保険高額療養費支給申請書	保健年金係
9	国民健康保険証再交付申請書	保健年金係
10	高齢者医療給付費申請書	福祉係

※ 利用できる申請書につきましては、利用頻度や村民の皆様のご意見を参考に、今後見直しを検討しておりますので、ご意見等ございましたらお気軽に担当係職員までお知らせください。

【問合せ先】 役場住民生活課 TEL：0154-64-2113